

第17回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の補講について

日本土地家屋調査士会連合会

研修実施法人である日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）は、第17回土地家屋調査士特別研修（以下「第17回特別研修」という。）の基礎研修をやむを得ない事情により欠席等した者に対して、補講制度を実施しています。

ただし、補講の実施は「基礎研修」に限ります。

1 補講の要件

本研修は、性質上、全課程のうち、一部でも欠席した者及び途中退出又は遅刻した者は、該当する講義を受講しなかったものとみなし、第17回特別研修を修了したことにはなりません。

しかし、上記の者のうち、次の①から④をいずれも満たす者については、第17回特別研修の基礎研修の修了を認めることとします。

① 次の条件をいずれも満たす者

- ・ 欠席などについて責任者又は協力員等に社会通念上の連絡を行った者
- ・ 欠席に係る講義の総時間数が7時間以内であること。

② 欠席等の理由が次のアからエのいずれかに該当する者

ア 急病等本人の健康上の理由（新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者を含む。）により研修を受講するのに著しい支障があった場合

イ 配偶者又は三親等以内の親族の急病等健康上の理由により、その者に対し介護等を必要とした場合

ウ 本人及び配偶者又は三親等以内の親族の冠婚葬祭

エ その他激甚災害など本人の責によらない場合

※ ア及びイについては、それを証する診断書等の提出を求めるものとします。

※ ウ及びエについては、それを証する書類や証言を求める場合があります。

③ 下記5で示す機関が補講要件に該当すると判断した者

④ 連合会が実施する第17回特別研修の補講において、該当欠席等に係る科目に相当する研修を受講した者

2 補講の実施方法

基礎研修の講義を収録した映像教材を視聴します。

補講の日時及び会場については、連合会で決定し、補講対象者へ通知します。

3 補講対象者の管理

補講対象者の出欠及び受講態度の管理は、特別研修運営委員会又は同委員会が任命する者が行います。

4 補講受講申込みの手続方法

- ① 補講希望者は、所属する土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）（有資格者の場合は住所登録地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会）を通じ、「第17回土地家屋調査士特別研修 基礎研修に係る補講申請書」を用いて、連合会へ申請してください。
- ② 連合会は、補講希望者へ連絡し、補講の実施要領等の周知とそれに必要な手続を行います。

5 補講要件に該当するか否かの認定機関

特別研修運営委員会で認定します。

6 補講費用

1回につき2万円とします。

7 補講手続についての問合せ

日本土地家屋調査士会連合会事務局

電話 03-3292-0050 ファクシミリ 03-3292-0059

以上